

平成22年度定期監査報告

【監査結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
企画部	<p>1 事業評価シートの人件費 事業評価の目的からコストの範囲を実態に即してできるだけ総額に近づけるべきです。 平成21年度の定期監査の結果に関する報告において、事業評価シートの概算人件費の算定に関し、職員に直接支給される給与額に加えて退職手当、共済組合負担金、職員宿舍などの福利厚生費も参入すべきとの監査委員意見を付したところですが、区分を概算人件費から概算給与費に改め、引き続き直接支給される給与額での算定となっています。その結果、福利厚生費を含めない概算事業費となっていますので、コストを総額に近づけるよう引き続き検討してください。</p>	<p>事務事業評価シートの人件費の内容については、当該シートの作成の主旨、県予算における人件費の計上状況等を勘案しながら、より適切な事務事業評価となるよう、引き続き検討してまいります。</p>	政策評価課
	<p>2 信州まつもと空港の財務書類の整備 県民に対する情報公開を進めるため、信州まつもと空港のバランスシート及び行政コスト計算書並びに企業会計ベースの収支等の財務書類を整備され、会計の「見える化」を検討してください。</p>	<p>信州まつもと空港の収支につきましては、これまでは政策評価による「事務事業評価シート」により公表しておりましたが、よりわかりやすく収支状況を説明するため、まず、決算に基づく現金出納（キャッシュフロー）ベースにより、信州まつもと空港収支決算状況を平成22年9月17日に公表したところです。 今後、ご意見を踏まえ、平成22年度の決算に基づき、企業会計の考え方を取り入れた収支状況についても、23年度を目途に整備し、公表してまいります。</p>	交通政策課
	<p>3 貸付金の管理 平成13年度をもって新たな貸付けを終了した同和地区福祉資金貸付金の滞納額は前年度より186千円減少したものの38,758千円となっています。当該貸付金は、県からの貸付金を原資として、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運動団体を通じて個人へ貸し付け、現在は滞納債権の督促・返還事務のみを行っているものです。 平成21年度の定期監査の結果に関する報告において、県と県社協の間では、毎年度、滞納相当額を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に全額返還を受ける短期貸付として処理しているため、年度末の貸付残高がなく、実質的な滞納債権が県の決算上表示されない状況となっていて、財産管理上適切でないことから、短期貸付として処理する従来の方法の見直しを求めましたが、事業見直しの対象として検討されてはいますが結論は出ていませんので、引き続き改善を求めます。 また、回収に当たっては回収可能性を分類する必要がありますが、貸付けは県社協が運動団体を通じて行っていることから、これらの団体とよく協議してできるところから着手してください。</p>	<p>福祉資金の県社協への原資貸付については、従来から短期貸付として処理を行っておりますが、より適切な財産管理となるよう今後も検討してまいります。 また、滞納債権の償還促進については、県社協と連携して引き続き回収に努めてまいります。</p>	人権・男女共同参画課
	<p>4 美術品の管理 財団法人文化振興事業団を指定管理者として管理を委託している美術品の保管について以下の状況が見られました。 (1) 美術品取得基金から一般会計で引き取った収蔵品の一部について収蔵品リストには登録番号の記載がありますが、収蔵品に登録番号が付されていません。収蔵庫の保管スペースが狭く収蔵品の登録番号を付与する作業が困難となっています。 (2) 収蔵品リストの一部に取得年度が未記載のもの、取得方法が不明なもの、取得価格が未記入のものなどがありました。 (3) 収蔵品を外部へ貸出する際には借受者に</p>	<p>(1) 一部収蔵品への登録番号付与については、作品展示入替時のスペースを利用して平成22年度中に整備する予定です。 (2) 収蔵品リスト中、未記載の取得年度、取得方法及び取得価格については、平成22年度中に整備する予定です。 (3) 収蔵庫内の収蔵品への保険については、多額の費用がかかるため、多くの公立美術館で</p>	生活文化課

	<p>より保険がかけられますが、収蔵庫内の収蔵品には保険をかけていません。</p> <p>(4) 信濃美術館本館は開館以後44年が経過し老朽化していますが、予算が限られており、適切な修理が行われていません。本館展示室の天井が高く、湿度管理が困難となっています。また、収蔵庫にトラックヤードがなく、美術品の搬出入に課題があります。これらの課題に対し検討してできることから実施して、貴重な県有財産である美術品が良好に保管管理されることを求めます。</p>	<p>は適用していないのが実情ですが、御意見については今後の課題として研究してまいります。</p> <p>(4) 信濃美術館本館の空調設備は平成22年度1月補正予算で改修することになりました。その他の老朽設備の改修等については、優先順位をつけて計画的に対応してまいります。</p>	
<p>総務部</p>	<p>1 公有財産の管理 旧伊那保健所分室の敷地を所管換するに当たり、面積を481.45㎡から13.61㎡増やして495.06㎡に変更しました。原因は平成15年度に行われた国土調査の成果を反映していなかったことによります。 このように長期間放置することがないよう、公有財産の管理については十分留意して、登記簿との照合などを徹底してください。</p>	<p>全財産管理者に対して、平成22年12月22日付け22管第189号管財課長通知により、公有財産適正管理の徹底を図りました。 また、毎年実施している財産管理者研修会において、財産台帳等への記載・整理について、再度、具体的な説明を行う予定です。</p>	<p>管財課</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>1 補助金の交付決定 保健福祉事務所で執行している補助金等は、その申請から額の確定にいたるまで年度末に集中していて、確認作業も十分できないことが懸念されます。国庫補助金の交付決定を受けてからの事務手続であることから、交付決定が早期にされるよう国に要請するなどして、円滑な事務手続となるよう努めてください。</p>	<p>国に対して早期に交付決定を行うよう要請した結果、平成22年度から交付決定時期が早められた補助金については既に予算再配当を行い、保健福祉事務所において早期の事務手続が行われるよう対応しています。 また、今後交付決定されるものについても円滑な執行に努めてまいります。</p>	<p>健康福祉政策課</p>
	<p>2 収入未済額の解消 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p>	<p>引き続き長野県看護職員修学資金貸付金未収金回収マニュアルに沿った催告等を通じて、滞納整理を計画的に実施し、未収金の解消に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。 また、返還金の納入が計画通りに行われない貸与者に対する個別指導等を行い、新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>	<p>医療推進課</p>
	<p>3 収入未済額の解消 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p>	<p>収入未済の縮減については、督促状や履行催告書を送付し早期の納付を働きかけるとともに、滞納繰越となっている者については、引き続き電話による納入指導や個別訪問を行います。 また、納付計画書の提出や分納により時効の中断を行うとともに、時効期間の5年を経過した場合には不納欠損処理を行います。 心身障害者扶養共済加入者掛金については、3か月分以上掛金を滞納している者に対して、制度への継続加入の意思を早期に確認するとともに、納付計画書の提出を求め分割納入等の指導を行うなど、滞納の長期化防止に努めてまいります。</p>	<p>障害者支援課</p>
	<p>4 施設棟及び宿舍跡地の利用 総合リハビリテーションセンターの障害者支援施設における入所支援者の定員は平成21年度から80人となっていますが、同年度の毎月初日における平均入所者数は52人で平成20年度の64人より減少しています。機関誌やホームページへの掲載、市町村対象の会議での説明などにより広報に努めているとのことですが、利用者の増加や施設の有効利用のための方策を検討してください。 また、古い宿舍が解体されて更地となったことは評価できますが、跡地利用について十分な検討をしてください。</p>	<p>センターで利用者の確保に努めた結果、平成23年2月当初の利用者は、63人まで回復しました。 引き続き市町村や障害者総合支援センター等への情報提供を行い、利用促進を働きかけてまいります。 駐車場が不足しがちであったため、宿舍解体後の跡地の一部を整備して、駐車場を拡充しました。 残りの部分についても、有効な利用方法についてセンターと十分な検討を進めてまいります。</p> <p>利用者の確保に努めてきたところ、最近3か月の障害者支援施設での利用者は、12月61人、1月62人、2月63人となりました。 「新経営推進プラン」では、平成23年度の利</p>	<p>障害者支援課</p> <p>総合リハビリテーションセンター</p>

		<p>用者目標を65人以上としており、引き続き、広報等により利用促進に努めてまいります。</p> <p>外来患者等の駐車場が不足するため、跡地の3分の1位を利用して駐車場としました。</p> <p>残りの利用について、十分な検討をしております。</p>	
環境部	<p>1 施設建設計画の適正化</p> <p>千曲川流域下水道の終末処理場では、現在のの上流処理区62,500m³/日、下流処理区64,000m³/日の汚水処理能力を、平成30年度までに上流処理区87,000m³/日、下流処理区100,000m³/日とするべく、増設工事が行われています。しかし、平成21年度の処理水量の実績は、上流で最大44,000m³/日、下流で同60,000m³/日です。千曲川流域下水道については平成21年度、施設建設計画の縮小見直しがされたところですが、引き続き他の流域下水道も含めて処理水量の動向を踏まえ適正な計画となるよう努めてください。</p>	<p>流域下水道の終末処理場については、流入量予測に基づき、適時に適切な規模の施設が稼働するよう建設を行います。</p> <p>なお、流入量予測は随時行うとともに、施設計画規模の見直しは国への事業認可の更新や県の公共事業再評価委員会にあわせて行います。</p>	生活排水課
環境部 建設部	<p>1 特定法人との随意契約</p> <p>各鉄道会社及び地方共同法人日本下水道事業団との建設委託の契約書には、従来、費用明細の添付がされていなかったところですが、本年の監査において確認したところ、費用内訳書など書類が添付されるようになりました。</p> <p>ただ、法人によってその内訳の内容が異なり、概算だけのものもありますので、工事の透明性が確保できる詳しい明細が添付されるよう、引き続き要望してください。</p>	<p>地方共同法人日本下水道事業団との建設委託契約書は、工事の透明性が確保できるよう詳しい費用明細の添付について要望し、改善されたところですが、引き続き添付を要望するとともに、その旨を現地機関にも徹底してまいります。</p>	生活排水課
		<p>意見がありました内訳が概算だけの法人と協議を行い、「請負金額内訳書」について「工事・作業種類」ごとに数量、単価、金額の概算内訳を示す等の改善策を決定いたしました。</p> <p>また、部内各課及び現地機関に対して、上記の協議事項を示すとともに、鉄道事業者との協議記録を確実に残すこと、鉄道施設に近接する工事について可能なものは県が直接発注することを通知しました。</p>	建設政策課
商工労働部	<p>1 県営産業団地の分譲促進</p> <p>県営産業団地は、平成21年度に分譲したのは1区画(4,830m²)で、平成22年3月末現在で長野県土地開発公社(以下「公社」という。)が管理している分譲中の土地は2団地18区画、27.9haです。その価格は公社の「平成21年度事業報告並びに収支決算」中の代用地地価情報によると、簿価85億486万余円に対し時価は32億214万余円で、差額(減損見込額)は53億272万余円あります。今後も金利や管理費用が加算されることから、県が負担することとなっている減損額は増加しますし、周辺の地価は引き続き下がっています。</p> <p>また、契約額(時価)と簿価の差額を補填してきた土地開発基金の残高は43億5,939万余円(平成22年3月末現在)で、補填を続けるには限界が見えています。</p> <p>県営産業団地の分譲には、誘致体制の強化、優遇制度の拡充、分譲成約報酬制度などの施策を講じ、従来から促進に努めているところですが、今後も一層の努力が必要です。</p> <p>また、貸付特約付分譲契約による貸付期限が近く到来するものがあることから、その代金を活用するなどして公社から県営産業団地を引き取れば、分譲以外の賃貸方式の採用などの選択肢が広がりますので、検討してください。</p>	<p>県営産業団地の分譲については、誘致体制の強化、ものづくり産業応援助成金等の優遇制度の拡充等、様々な施策を講じて取り組んでおり、22年度は平成23年1月末現在で1件分譲となりました。その結果、現在分譲中の面積は、2団地17区画、27ha、土地開発公社簿価では82億5,293万円余となっています。</p> <p>引き続き分譲促進を図るため、今年度末に土地開発公社から産業団地用地を引き取り、23年度からリース制度やオーダーメイド分譲(小規模区画分譲)などの新しい分譲方式を導入します。</p>	経営支援課
	<p>2 無体財産権の管理</p> <p>民間企業と共同特許を保有していましたが、特許権の維持・管理に係る事務を共有者の民間企業に委任していたところ、民間企業が経営状況の悪化から特許更新料を納付せず、権利が消滅し回復は不可能となりました。特許権の実施料が県の収入となっていたものであ</p>	<p>特許権等の管理に関する手続きをマニュアル化し、職員がマニュアルに従って、定期的に特許権等の権利維持に関する最新状況を確認することとしました。</p> <p>今後、本方法により、特許権等の管理を確実に実施してまいります。</p>	ものづくり振興課

	<p>り、権利の管理には、今後十分注意をしてください。</p>		
	<p>3 工科短期大学校及び技術専門校のあり方 技術専門校は、高校新卒入校者の減少、定員割れ、訓練生の退校、就職率の低下等の問題を抱えています。また、工科短期大学校でも平成21年度に定員割れが生じました。 平成22年度は、平成23～27年度を対象とする県職業能力開発計画の策定期期ですので、工科短期大学校及び技術専門校のあり方について検討をして、定員の充足につながるような魅力ある学校づくりに努めてください。</p>	<p>国の第9次職業能力開発基本計画に基づき策定する県の第9次職業能力開発計画の中で、企業ニーズや地域の特性を考慮した訓練科目等の見直しを行い、定員の充足に努めます。</p>	<p>人材育成課</p>
農政部	<p>1 農業大学校のあり方 農業大学校の平成21年4月現在の生徒数は133人と前年に比して13人増加したものの定員220人に達していません。農業をとりまく環境が変化する中、地域の農業振興に指導的役割を果たす人材や、農業経営の担い手育成のために、農業大学校が果たす役割は大きいことから、定員を充足するためにも時代のニーズをとらえた更なる工夫を求めます。</p>	<p>近年、総合農学科は経済情勢の影響もあり、入学希望者が増加しています。 今後も、高校等への学校訪問、進路ガイダンスやオープンキャンパスなどPRを工夫して行い、学生の確保に努めてまいります。 なお、全寮制を活かした教育効果の向上を図るため、本年度から総合農学科を松代キャンパスに統合し、1年生と2年生と一緒に学び生活する体制としたところであり、カリキュラムの充実と実習ほ場や施設の整備を行い、魅力ある学校づくりを進めています。</p>	<p>農業技術課</p>
	<p>2 収入未済額の解消 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p>	<p>滞納者との面談などにより定期的な督促を行い、滞納者の実情に応じて分割納入等の指導を行いながら、引き続き償還を促していくとともに、費用対効果を慎重に見極めた上で、法的措置も検討してまいります。 また、債務者の状況により、債権放棄、不納欠損処理も検討してまいります。</p>	<p>農村振興課</p>
林務部	<p>1 森林整備加速化・林業再生基金を使って購入した機械類の管理 国の補助金で造成した森林整備加速化・林業再生基金を使って林業者が高性能林業機械を導入するに当たり、その購入費用を補助しています。地方事務所林務課では導入された機械の状況を把握しており、導入された機械は稼働率も高く基金の目的に沿って使用されていました。 基金を含め、国の補助金等を使って導入した機械の場合、目的外の使用や廃棄が一定期間制限されていて、目的に沿った使い方でないと補助金等の返還が求められることがありますので、今後も機械を導入した林業者の指導に留意してください。</p>	<p>目的に沿って適切に利用することを、引き続き事業者等に対して指導してまいります。</p>	<p>信州の木振興課</p>
	<p>2 収入未済額の解消 林業改善資金貸付金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p>	<p>引き続き、地方事務所及び事務委託機関である森林組合と連携して定期的な督促を行い、滞納整理に努めてまいります。</p>	
建設部	<p>1 松本平広域公園償還金の金利負担の縮減 独立行政法人環境再生保全機構に松本平広域公園償還金として平成21年度に16億余円支出していますが、償還金残高が109億9千万余円あります。このうち38億2千万余円は年6%と高い金利のものです。金利負担の縮減のため、繰上償還が認められるよう文書で要請をされたとのことですが、支出軽減のため引き続き働き掛けを行ってください。</p>	<p>当公園は、松本空港周辺の騒音防止のための緩衝緑地としての目的も有することから、整備については、通常国庫補助事業の他、その費用を長期にわたり償還できる仕組みを持つ、当時の公害防止事業団の共同福利施設建設事業を導入しました。 事業団との契約は、2期に分けて行われ、平成3年に設定しました第1期分については、利率年6%で償還期間が平成27年度まで、平成8年に設定しました第2期分については利率年3.15%で償還期間は平成32年度までとなっています。それぞれの利率については、契約年度の国の資金の調達レートや長期プライムレートを参考に設定されています。 公害防止事業団から債権を引き継いだ独立行</p>	<p>都市計画課</p>

		<p>政法人環境再生保全機構に利息の縮減について、昨年度は文書で要請を行い、また、本年度は機構に出向き要請を行いました。当機構には利息相当の補償金を免除した繰り上げ償還する制度がないため、実現にいたっていません。</p> <p>しかしながら、支出軽減のため、引き続き環境再生保全機構に要請してまいりたいと考えています。</p>	
	<p>2 廃棄パソコンの再資源化</p> <p>資源有効利用促進法の施行により、廃棄されるパソコンはメーカーが回収し、部品や材料をより有効に再資源化することとなっています。そして、法施行以前に購入したパソコンを廃棄する際には回収再資源化料金が必要です。</p> <p>両事務所では、本体を解体して各部品を通常の廃棄物として処理することにより、回収再資源化料金を節約していましたが、法の趣旨からすると再資源化を図るのが望ましいので、今後は留意してください。</p>	<p>今後は回収のための予算確保等を行い、資源有効利用促進法に基づき適正に処理いたします。</p>	伊那建設事務所
		<p>今後、回収再資源化料金が必要なパソコンの廃棄については、必要な予算を確保の上、資源有効利用促進法に基づきメーカーに回収を依頼し適切に処理します。</p>	木曾建設事務所
教育委員会	<p>1 奨学金返還金の未収金に対する対応</p> <p>高等学校等奨学金貸付金等の返還金に係る未収金は毎年増加の一途をたどっており、このまま未収金が増えれば制度の根幹が維持できなくなるおそれがあります。未収金の徴収事務は高校教育課において行われていますが、他の事務を行いながらできる範囲を超えてきていると思いますので、対策を検討してください。</p>	<p>未収金の徴収事務については、高校教育課を窓口とし、基本的には催告等の業務の一切を行うこととしています。各校事務室職員等に応援を求め、滞納者との折衝を分担して行います。</p> <p>また、誠意が認められない滞納事案については、簡易裁判所へ支払督促の申立てを行うなどして、特定の事案に徒らに時間を費やすことのないよう努めます。</p>	高校教育課
	<p>2 高等学校における施工監理</p> <p>指名競争入札により実施した松本県ヶ丘高等学校のプール内装工事は落札率32.4%でした。また、随意契約により実施した須坂園芸高等学校のプール床面塗装工事も予定価格の58.1%で採用されました。</p> <p>このような予定価格に比して低価格で落札された工事の施工監理を高等学校の職員が行う場合、工事の品質を確保するための技術的支援を適切に実施してください。</p>	<p>高等学校における工事の設計及び施工については、高校教育課の技術職員のほか、県下4地区に配置されている建築技術支援担当に協力を求め、工事の品質確保に努めます。</p>	
	<p>3 冷房設備等の設置</p> <p>今夏は猛暑の影響で、高等学校によっては、熱中症を発症した事例がありました。県費の他、同窓会からの寄付などにより普通教室に冷房設備が設置されている高等学校がある一方で、保健室、情報処理室等にも冷房設備が設置されていない高等学校があるなど、その整備水準にばらつきが見受けられます。冷房設備等の設置については、維持管理に係る費用も考慮しつつ、整備に当たっての考え方を検討して進めてください。</p>	<p>高等学校の施設及び設備の整備については、整備を要する事案の緊急性等を考慮して順次着手せざるを得ない状況にあるため、冷房装置の設置についても、他の事案を含めた優先度を検討する中で対応します。</p>	
	<p>4 校舎の安全管理と有効活用</p> <p>赤穂高等学校では、プール入口の簡易トイレ、トレーニングルームとして生徒が利用しているプレハブ建物及び部室として使用している同窓記念館（寄付受納済）がそれぞれ老朽化していて安全上、好ましくありません。</p> <p>生徒が使用する建物は耐震診断や修繕の対象とすべきです。安全対策が困難であれば取り壊して、空き教室の有効活用などを検討してください。</p> <p>また、他に同様の事例がないか調査して適切な対応を求めます。</p>	<p>高等学校の施設及び設備の老朽化や不具合並びに耐震化については、予算の範囲内で緊急性等を勘案しながら、適切に修繕等が行えるよう努めます。</p> <p>プール入口の簡易トイレは、本年度末までに撤去する予定です。</p> <p>トレーニングルームとして生徒が利用しているプレハブ建物は、老朽化している床を改修し、安全を確保する予定です。</p> <p>同窓記念館は、耐震上好ましくない壁面の補強工事を実施する予定です。</p>	赤穂高等学校
	<p>5 行政財産使用許可手続</p> <p>庁舎の一部を事務室として関係団体に対して行政財産使用を許可する際に、関係課長の意見書が添付されていない申請により許可決</p>	<p>今後においては、新規の申請はもとより、該当団体の毎年度の更新申請のつど、当該団体の事業内容や県との関わりをあらためて確認し、</p>	短期大学

	<p>定を行っているものがありました。該当団体の事業内容や県との関わりについて確認を行うため、更新申請であっても当該団体に係る関係課所の長の意見書を添付することになっていますので、今後ははれのないよう注意してください。</p>	<p>総務課長が意見書を作成・添付した上で許可の決定をいたします。</p>	
<p>総務部 健康福祉部 建設部</p>	<p>1 地方事務所内・合同庁舎内の公用自動車の共通管理 現在、合同庁舎には地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所等が入っており、各機関単位で公用自動車の使用・管理がされています。更に、地方事務所においては事務所内の課単位で管理等されているため、同一の合同庁舎であっても、課や機関により公用自動車の稼働率に大きな開きがあります。 公用自動車の共通管理が進まない原因としては、購入費や維持管理費等の公用自動車に係る予算が部局別に管理されており予算管理をすることがあること、国庫補助事業による取得車で他目的の使用が難しい公用自動車や、緊急時や特定目的のため常時待機させておく必要がある公用自動車があるなどやむを得ない面もあります。 このため、まず、共用できる車の選定や経費の負担方法、公用自動車の共用使用のため他機関の公用自動車の空き状況の閲覧や予約申し込みを行うことができるシステムの検討をしてください。 また、合同庁舎別の稼働状況を見ますと、県全体の稼働率が61.5%に対し、長野合同庁舎が48.6%と低くなっています。長野地域には県庁や合同庁舎、長野保健福祉事務所などの庁舎が隣接していることから、別途、検討してください。</p>	<p>公用自動車の共通管理については、現在、各合同庁舎において検討を進めており、一部の合同庁舎では、平成23年4月からシステム化する予定です。その他の合同庁舎においても、まずは、各所内で可能な車を共用化し、一定期間運用した後に、合同庁舎内への拡大を検討するなど、順次取組を進めてまいります。 なお、長野地区については、長野合同庁舎、長野保健福祉事務所での共通管理の状況を勘案しながら、別途検討してまいります。</p>	<p>管財課 市町村課 健康福祉政策課 建設政策課</p>
	<p>2 所長車のあり方 合同庁舎内で管理している公用自動車の中でも、とりわけ所長車は稼働率が低く、古いこともあり、走行1km当たりの必要経費も高くなっています。 合同庁舎の一般の公用自動車の共通管理に合わせ、各所の所長車のあり方についても検討してください。また、更新の際には、従来の黒・紺などの乗用自動車の必要性を吟味し、用途を特定しない車種への変更も検討してください。</p>	<p>所長車については、各所の実情に応じ、用途を所長用務に限定しない運用や、合同庁舎で所長車を共有する等、稼働率の向上や経費削減につながる方策について検討してまいります。</p>	<p>市町村課 健康福祉政策課 建設政策課</p>
<p>教育委員会</p>	<p>1 公用自動車の計画的な更新 公用自動車の更新基準は予算要求の際に示されていますが、原則として経過年数と走行距離の併用で決められているため、更新基準を満たすことができず古いまま使用している例が多数見られました。特に、学校で主に使用している軽トラックは、稼働率は高いものの、1稼働日数当たり走行距離が少ないことから総走行距離が伸びないため平均経過年数は13年超となっています。安全面や多額の修繕費を要することなどを考え計画的な更新ができるよう検討してください。</p>	<p>原則として公用自動車の更新基準に基づきながら、基準を満たさない公用車についても安全面や費用面を勘案して更新が合理的と考えられる場合においては、予算編成時において検討します。 原則として、公用自動車の更新基準に基づきながら、基準を満たさない公用車についても安全面や費用面を勘案して更新が合理的と考えられる場合においては、予算編成時において検討していきます。</p>	<p>高校教育課 特別支援教育課</p>

監査委員事務局